

埼玉県立小児医療センターの物品調達に係る入札公告

下記のとおり物品調達に係る一般競争入札を実施するので公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和8年7月31日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター
病院長 岡 明

記

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

感染隔離ユニット 1 式

(入札案件番号：800346113025)

(2) 調達仕様

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年12月25日（金）

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱に基づき行う。落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（単価契約の場合は、見積もった契約希望単価に購入予定数量を乗じて得た額）の110分の100に相当する金額を算出し、その合計金額（整数）を入札書（様式第4号）に記載すること。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。

(2) 埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」に登録があり、かつ、A、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札公告及び仕様書等に関する質問及び回答

入札公告及び仕様書等に関する質問及び回答は、以下のとおり行う。

なお、仕様書や各種様式は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<https://www.saitama-pho.jp/>）からダウンロードすること。

(1) 受付期限

令和8年8月7日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問は、質問票（様式第1号）を作成（Wordファイル）し、電子メールにより提出するものとし、送信後に必ず電話で着信確認を行うこと。ただし、電子メールが利用できない場合は、事前に連絡の上、持参又はファクシミリで提出する。

なお、質問及び回答は一般に公開するので、質問者を類推できるような情報は質問内容に記載しないこと。

(3) 提出先

後記14の場所

(4) 回答の方法

質問に対する回答は、病院機構のホームページに掲載することにより行う。

(5) 回答期限

令和8年8月14日（金）午後5時まで

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、確認申請書の作成において代表者（契約者）印は要さないものとする。

(1) 提出期限

令和8年8月18日（火）正午まで

(2) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

後記14の場所

(4) 結果の通知

病院長は、入札参加資格の有無について審査し、令和8年8月24日（月）午後5時までに、競争入札参加資格等確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電子メール又はファクシミリで通知する。なお、参加資格が「なし」の場合は、確認通知書にその理由を付するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

別紙「入札保証金・契約保証金について」のとおりとする。

なお、入札保証金の納付免除を申請する場合は、前記4(1)の確認通知書と合わせて入札保証金免除申請書(様式第3号)及び必要書類を確認通知書提出期限(令和8年8月18日(火)正午)までに提出するものとし、入札保証金を納付する場合は、別に発行する払込書兼領収書(3枚綴り)により入札保証金とする金額を取扱金融機関に納付し、後記6(1)の入札書提出期限(令和8年8月28日(金)午前11時)までに領収書の写しを提出するものとする。なお、免除申請書類の作成において代表者(契約者)印は要さないものとする。

入札保証金は、後記9において落札者となった場合は契約保証金に充当することができる。落札できなかった場合は入札(契約)保証金還付請求書(様式第6号)に払込書兼領収書の写しを提出することにより指定の口座に返金する。

6 入札書の提出

入札参加資格を有すると認められた場合は、以下のとおり入札書(様式第4号)を提出する。

(1) 入札書提出期日

入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月28日(金)午前11時まで(必着)

(2) 入札書の提出先

後記14の場所

(3) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記載及び押印し、郵送又は持参にて提出する。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「感染隔離ユニット入札書在中」と朱書するものとし、持参の場合は、入札書を封筒に入れて封印し、表に「感染隔離ユニット入札書在中」と記載したものを提出すること。

ただし、次項に示す入札(見積)委任状(様式第5号)は、入札書の封筒には同封しないこと。

(4) 代理人が入札する場合

前記2(2)の入札参加資格者名簿に登録された代表者(契約者)から入札に関する一切の権限を委任された者が入札する場合は、代表者(契約者)と受任者(以下「代理人」という。)の双方が押印した入札(見積)委任状(様式第5号)(以下「委任状」という。)を提出すること。

提出に当たっては、委任状と入札書を分けて提出するものとし、委任状と入札書を合わせて郵送する場合は、郵送用の封筒に委任状と前項で作成した入札書入りの封筒を同封し、委任状と入札書封筒が同梱されている旨を朱書きすること。

なお、代理人が作成する入札書は、代表者(契約者)と代理人を併記の上、代理人のみ押印し、代表者(契約者)印は要さないものとする。

開札においては、委任状と入札書双方の代理人の印影を照合することにより入札書の有効性を確認するので、入札書の代理人印は必ず委任状の受任者印と同一のものをを用いること。なお、受任者印は、認印でも差し支えないが、朱印を用いて押印すること。ただし、浸透式ネーム印やゴム印の印影は認めないものとし、この印影を用いて作成された入札書は後記7(11)に該当するものとして無効とする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
- (4) 入札書と併せて入札見積金額内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札見積金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 複数の入札書を提出した者がした入札又は複数の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

8 開札日時

令和8年8月28日（金）午前11時から

なお、開札における入札参加者の立会は求めないものとする。

9 落札者の決定等

落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、入札書のくじ番号欄（3桁）に空欄がある場合は”0”が記入されているものと見なす。

10 再度入札

- (1) 再度入札は1回実施する。再度入札を実施する場合の入札期日等は、当該再度入札を実施する品目の入札参加者に対し、1回目の開札後に別途通知する。なお、1回目の入札において、失格、辞退又は無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。
- (2) 再度入札で提出する入札書は、前記6(3)のとおり作成するものとし、1回目の入札を代理人が行った場合は、再度入札も同代理人が行うこと。なお、再度入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に”辞退”と記入した入札書を提出する。
- (3) 再度入札を行った結果、落札者がいないときは、随意契約の方法により契約の相手方を決定するものとする。

- (4) 1 回目の入札を行った結果、入札者がいないときは、当該品目について再度入札は行わず、直ちに随意契約の方法により契約相手方を決定する。

11 契約について

- (1) 契約書は、原則として落札決定後一週間以内に締結するものとし、別添「物品売買契約書（案）」により契約を締結する。契約書は2通作成し、双方各1通を保持する。
- (2) 埼玉県立小児医療センター病院長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約締結に当たり契約保証金免除を申請する場合は、落札後一週間以内に契約保証金免除申請書（様式第7号）及び必要書類を提出する。

12 現場説明会

現場説明会は開催しない。

13 その他

- (1) 天災等が原因で入札・開札事務の処理ができない場合は、入札・開札の延期措置を講ずるものとする。なお、入札・開札の延期措置を講ずる場合は、電話や電子メール等その時に可能な方法で、必要な事項を連絡する。
- (2) 本入札に係る予定価格は公表しない。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 本件調達に関して提出された書類は返却しない。また、法人は提出された書類を当該調達案件以外に使用しない。
- (5) 入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 妨害、不正行為、被認定者との連合、その他入札を公正に執行することができない事由が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがある。この場合は、電話や電子メール等により、必要な事項を連絡するものとする。

14 この公告に関する問合せ先

〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立小児医療センター

用度担当 村松

電子メール：sc.yodo@saitama-pho.jp

電 話：048-601-2200（代表）

FAX：048-601-2201

執 行 概 要

【入札執行スケジュール】

項 目	日 程
入札公告日	令和8年7月31日（金）
質問票提出期間	入札公告日から 令和8年8月7日（金）正午まで
（質問票に対する回答期限）	令和8年8月14日（金）午後5時まで
入札参加資格確認申請期間	入札公告日から 令和8年8月18日（火）正午まで
（上記申請の結果通知期限）	令和8年8月24日（月）午後5時まで
入札書提出期間	入札参加資格の確認を得た日から 令和8年8月28日（金）午前11時まで
開札日時	令和8年8月28日（金）午前11時から

注1 現場説明会は開催しない。

注2 開札における立会は不要とする。

注3 落札対象となる同額の入札書があった場合は、該当事業者の「くじ番号」を用いて「電子くじ」により落札者を決定する。

注4 いずれの入札書も予定価格を超過している場合は、再度入札を行う。再度入札の日程については、1回目の開札後に連絡する。

注5 落札者は、速やかに契約保証金の納付又は契約保証金免除の書類を提出する。

【提出書類】

	保証金免除の場合		保証金(担保)納付の場合	
	参加申請時	落札決定後	参加申請時	落札決定後
様式2号	○		○	
様式3号	○			
様式6号				△*2 (落札者以外)
様式7号		○ (落札者のみ)		○ (落札者のみ)
様式8号	○	○		
様式8号添付書類	○*1	○*1		
払込書のコピー 又は担保の証書			○*3	○*4

*1 「契約書のコピー」と「履行を証する書類」を提出する。ただし、小児医療センターの履行実績については、「履行を証する書類」の提出を省略することができる。

*2 落札者以外の納付者は提出する。

*3 入札書提出期限までに提出する。なお、開札において入札保証金又は担保としての要件を満たしていないことが判明した場合は、提出された入札書は無効とする。

*4 保証金納付の場合は、入札保証金を契約保証金に充当し、不足する額を納付する。

入札保証金・契約保証金について

1 入札保証金について

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、後記(6)により入札保証金を免除される場合を除いては、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）に納付しなければならない。

(1) 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。なお、開札執行において、入札額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5の額が入札保証金の額に満たない場合は、その入札書を無効とする。

（有効要件 $\text{入札額} \times 110\% \times 5\% \leq \text{入札保証金額}$ ）

(2) 入札保証金の納付

入札参加者等が、入札保証金を納付する場合には、次の方法により納付する。

病院機構が発行する払込書兼領収書（3枚綴り）により、入札保証金相当額（前記(1)の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構取引金融機関に払い込むものとする。この場合には払込書兼領収書の写しを令和8年8月28日（金）午前11時まで下記担当窓口（以下「担当窓口」という。）に提出すること。

なお、提出方法は、電子メール（PDFファイル等）、ファクシミリ、郵送（期限必着）又は持参によるものとする。

担当窓口

郵便番号：〒330-8777

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

機関名：埼玉県立小児医療センター 用度担当 村松

電話番号：048-601-2200（代）

ファクシミリ：048-601-2201

電子メール：sc.yodo@saitama-pho.jp

(3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 担保の提供

入札参加者等は、前記(3)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、令和8年8月28日（金）午前11時までに担当窓口の有価証券等の原本を提出するものとする。なお、預かり時に病院機構から有価証券等と引換えに預り証を交付する。

(5) 入札終了後の入札保証金

ア 入札保証金の還付

契約の相手方が決定したときは、非落札者の入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を還付するものとし、非落札者は次のいずれかの方法により入札保証金等の還付を請求する。

(ア) 前記(2)の方法による場合には、入札（契約）保証金還付請求書（様式第6号）に払込書兼領収書の写しを添付し、提出する。

(イ) 前記(3)の入札保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した預り証に領収の旨を付記し、記名押印して提出する。

イ 落札者に係る入札保証金等は、落札者が納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

ウ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、法人に帰属する。

(6) 入札保証金の免除

地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）第6条の規定に基づき、入札保証金の納付の免除を希望する場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）と合わせて入札保証金免除申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年8月18日（火）正午までに入札保証金の免除を申請する。

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、保険証書（原本）を提出する。なお、期限までに保険証書（原本）が交付されない場合は、申込書類の控えを仮提出する。

イ 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合は、予約を証する書類を提出する。

ウ 事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格を有する者で、種類及び規模をほぼ同じくする契約を、令和4年4月1日以降に2回以上すべて誠実に履行した実績を有する場合は、契約の履行について（様式第8号）に次の2点を添えて提出する。

① 契約書のコピー 2件分

※ なお、契約を満了したファイナンスリースに係る賃貸借契約書については、次のとおりとする。

(ア) 賃貸借契約書に保守を含んでいない場合は、物品売買契約と同種の契約書と見なす。

(イ) 賃貸借契約書に保守を含んでいるが、内訳として保守と保守以外の金額が明記されている場合は、保守以外の部分について物品売買契約と同種の契約書と見なす。

② 履行を証する書類【契約の相手方が発行した契約履行証明書（コピー可）、契約の相手方が作成した完了検査調書のコピー、振込金額や相手方が記された部分の通帳のコピー、等】

【補足】

- (ア) ①は、種類及び規模をほぼ同じくする契約であること。なお、契約の相手方は、国及び地方公共団体の他、国立大学法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及びその他の法人が運営する医療機関を対象とする。
- (イ) 契約の相手方が埼玉県立小児医療センター病院長の場合は②を省略することができる。
- (ウ) 「誠実に履行した実績」とは、相手方の履行検査に合格した契約であり、契約期間中のものはこれに該当しない。ただし、複数年の契約で契約期間中の場合は、前年度までの契約履行実績を有効とする。また、同一契約で複数年の履行実績がある場合は、年度単位に1件として差し支えないものとする。

2 契約保証金について

受注者は、後記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、病院機構に納付しなければならない。

(1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

（有効要件 入札額 $\times$ 110% $\times$ 10% $\leq$ 契約保証金額）

(2) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(3) 契約完了後の契約保証金

ア 病院機構は、受注者が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき又はその他これを返還する事由が生じたときは、受注者に対して次のいずれかの方法により契約保証金等を還付する。

(ア) 病院機構が発行する払込書兼領収書（3枚綴り）により納付した場合には、払込書兼領収書の写しを添付した入札（契約）保証金還付請求書（様式第6号）の提出により契約保証金を還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した領収の

旨を付記して記名押印された預り証の提出によりこれを還付する。

イ 受注者がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は病院機構に帰属する。

(4) 契約保証金の免除

契約保証金の納付の免除を希望する場合は、契約保証金免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて契約保証金の免除を申請する。

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したときは、保険証書（原本）を提出する。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他病院機構が指定する金融機関と履行保証契約を締結したときは、保証契約書（原本）を提出する。

ウ 前号ア又はイ以外で契約保証金の納付の免除を希望する場合は、前記1(6)ウの規定を準用するものとし、契約保証金免除申請書（様式第7号）及び契約の履行について（様式第8号）に必要な書類を添えて、落札後、速やかに担当窓口提出する。

なお、契約書のコピー及び履行を証する書類が、入札保証金免除の申請書類と同一であっても再度提出すること。